

山梨県公報

号外第一号
令和八年
一月二十日
火曜日

監査委員

○包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況

監查委員

山梨県監査委員告示第一号

より、包括外部監査人の監査の結果に基づく措置状況について山梨県知事から通知があつたので、次のとおり公表する。

令和八年一月二十日

同 同 同
山 梨 県 監 查 委 員
桐 卯 中 入
原 月 达 倉
正 政 正 博
仁 人 純 文

<p>指摘事項及び意見事項（要旨）</p> <p>3.1.2. 山梨県立武田の杜保健休養林 No.6 有料施設キャンプ場に於ける「温水シャワー」料金等の収入管理について、有料施設キャンプ場における「温水シャワー」を使用した際の料金収入について、利用期間（5月1日～10月31日）の経過後、11月11日（土）に1回だけ取納等の会計業務を行い、「令和5年度11月利用料金の状況」（様式2）で最初の実績報告を行っている。また、令和5年度の月次利用状況報告書によると、複数の月に有料施設の利用はあるが、当該月に収入の記録がないとする報告が確認された。</p> <p>これらのこととは、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関する基本協定書に基づく「利用料金収入の状況」の報告内容が実績と異なることを意味していることから、実際の利用状況に整合した合理的な収入に係る会計処理を行い、その上で月次利用状況報告書を作成し、県施設所管課への提出を適正に行われたい。</p> <p>No.7 森林セラピー事業の正確な報告について（指摘事項）</p> <p>武田の杜の指定管理者にとって、森林セラピー事業は、事業計画書の中でも主催事業の一つに位置付けられる、重要な事業であるが、令和5年度における事業報告書において、森林セラピー事業の実績は、総括的説明として、52回の実施で利用者は340人と記載されている。しかし、それらの内訳である「主催事業実績」、「自主事業実績」及び「武田の杜依頼事業」の一覧表（様式2）の記載内容と異なっている。指定管理者が県施設所管課に提出する事業報告書の記載内容とその根拠資料について、整合性がないことは事業報告書の信頼性を損なうこととなるため、指定管理者は事業報告書の記載内容の整合性を複数人で適正に検査した後に県施設所管課に責任を持って提出されたい。</p> <p>県施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書の主要な事業に係る記載内容について定期報告書との整合性や総括的説明と内訳表の整合性を複数人で適正に検証されたい。</p> <p>No.8 森林セラピー事業の参加者数の低迷について（意見事項）</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>令和5年度における森林セラピー事業について、1回の開催当たり定員が10人に近いとして、参加者が平均3人と極端に少ない、指定管理者は実績報告書において、定員に対する参加者数の低迷について、具体的な説明を行っていない。業務計画書における主催事業としての重要な事業の一つであることを踏まえ、参加者数の低迷に關する分析結果を可能な限り明記するよう要望する。</p> <p>各月末に会計処理し、県施設所管課へ月次報告書を提出することとした。</p>
---	---

<p>指摘事項及び意見事項（要旨）</p> <p>て、1回の開催当たり定員が10人に近いとして、参加者が平均3人と極端に少ない、指定管理者は実績報告書において、定員に対する参加者数の低迷について、具体的な説明を行っていない。業務計画書における主催事業としての重要な事業の一つであることを踏まえ、参加者数の低迷に關する分析結果を可能な限り明記するよう要望する。</p> <p>指定期間において、参加者数低迷の要因分析を行い、その結果及び対応策を実績報告書に記載することとした。</p> <p>No.9 自主事業等に係る行為の許可の手続について（指摘事項）</p> <p>指定管理者が令和5年度で実施している自主事業、依頼事業等の実施について、「行為の許可」（武田の杜設置・管理条例第18条第1項）を受けて条例等に定められている「行為の許可」を受けて実施されたい。</p> <p>一方、県施設所管課は指定管理者が自主事業及び依頼事業を実施する際には、武田の杜設置・管理条例及び「山梨県武田の杜保健休養林管理運営業務の内容及び基準」(1)に基づき「行為の許可」を申請するよう、指導されたい。</p> <p>No.10 自主事業の収支管理の透明性等の確保について（意見事項）</p> <p>自主事業に係る適切な収支管理を行うためにも、実際の収入及び支出の発生状況を会計事象の忠実な反映の観点から把握し、網羅的にとりまとめて県施設所管課へ事業報告書を提出することとした。</p> <p>また、県施設所管課は、事業報告書について、定期報告書等との整合性の確認を行うこととした。</p> <p>No.11.12.13 電気設備改修について（指摘事項及び意見事項）</p> <p>県施設所管課は、予防保全の対象施設に対しても法定点検業者から「不適格」の診断結果があり、法定点検業者から「不適格」の診断結果を受けた場合には、速やかに</p>	<p>講じた措置（又は今後の方針等）</p> <p>指定管理者において、山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例第18条第1項を受けて条例等に定められた上で自ら事業について同様に実施する許可を受けると判断されることはとした。また、依頼事業について同様に実施主体に許可申請を指導することとした。</p> <p>県施設所管課は、必要な許可申請を指定管理者に指導する。</p> <p>指定期間において、指定管理者より提出される事業報告書の整合性を確認し、適宜指定管理者に指導を行っていく。</p> <p>指定期間において、自主事業の収支を関係書類に忠実に反映し、県施設所管課へ提出することとする。また、令和7年度より自主事業の実施主体から収支状況等の報告を受けることとし、手数料の賦課を行うこととした。</p> <p>県施設所管課において、指定管理者により提出される事業報告書の整合性を確認し、適宜指定管理者に指導を行っていく。</p> <p>指定期間において、自主事業に係る法定点検の結果、法定点検業者から「不適格」の診断結果を受けた場合には、速やかに</p>
---	---

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
その内容が「電気設備技術基準の省令等に不適合」とされた場合、設備の機能が確保されていないことから、「点検業者等から早急な改善の指摘と判定し、緊急の修繕の措置をとるよう、検討されたい（指摘事項）。	県施設所管課は、事後保全の対象となる設備の劣化であっても、劣化度、経過年数、法定点検業者からの指摘等を踏まえ、取替え等の必要性に関する重要な指摘を受けたことに対して、劣化の進行や機能停止の発生状況に応じて、更新計画を策定するなど適切処するよう要望する（意見事項）。
一方、指定管理者は、事後保全対象となる設備の劣化に対して、法定点検業者からの指摘に重要性があると判断することができる場合、速やかに見積書を微取し、所定の様式（「長寿命化点検票」）により県施設所管課に報告するよう要望する（意見事項）。	県施設所管課において、指定管理者との情報共有を密に行い、法定点検の結果、劣化等の指摘があった場合には、修繕又は設備更新の必要性を検討し、更新計画を作成することとした。
3.1.3 保健休養施設「津里の森」（意見事項）	指定管理者は、法定点検の結果、点検業者ができる場合には、速やかに県施設所管課へ情報共有を行うとともに、見積書を微取し、点検結果と併せて県に報告することとした。
No.14 大型区画の有効活用について（意見事項）	出資法人において、大型区画の有効活用に向け、一定の要件を満たす場合に當利行為を許可するよう運用を改め、関係者に対して周知した。引き続き有効活用策を検討していく。
No.15 土地使用料及び共益費の微収事務効率化について（意見事項）	出資法人において、納入の事務窓口一本化を検討していくとともに、微収事務の効率化のため、令和6年度から一部実施している口座振替について、対象金融機関の拡大に取り組む。
No.16 施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて（意見事項）	出資法人において、契約更新の際に出資法人の利益見込額と貸付対象建物を検証し見直しを検討されたい。
3.1.4 専門学校山梨県立農林大学校 富士川キャンパス 森林学科 生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて（意見事項）	農林大学校富士川キャンパスにおいて、諸経費について定期的・残高確認を実施すべき、また、諸経費の預り金から発生する利息の取扱いを決定すべき。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
3.1.5 山梨県森林総合研究所 遊休資産等の除却、整理について（意見事項）	県施設所管課において、指定管理者との情報共有を密に行い、法定点検の結果、劣化等について除却、整理を行うべき。
No.18 陳腐化した資産や使用予定がない資産、消耗品等について除却、整理を行なうべき。	陳腐化した資産や使用予定がない資産、消耗品等について除却、整理を行なうべき。
No.19 常例検査スケジュールについて（意見事項）	常例検査を効率的かつ効率的に実施するため監査計画を作成することを要望する。
No.20 常例検査の調書について（意見事項）	常例検査を効率的かつ効率的に実施するため、事業報告書等の検査に必要な諸資料の収集や巡回指導等により検査対象組合の特質及び問題事項を把握し、これらを勘案して検査に係る人員、日数を彈力的に検討して検査計画を作成することとした。
No.21 森林組合に対する支援について（意見事項）	各森林組合の指導に当たっては、経営基盤強化に向けた調査分析結果を踏まえ、各森林組合が抱える経営課題の改善に向けた取組を共存、フィードバックすることが非常に重要であるが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。
3.2. 林部施設事業の監査	各森林組合の指導に当たっては、経営基盤強化に向けた調査分析結果を踏まえ、各森林組合が抱える経営課題の改善に向けた取組を共存、フィードバックすることが非常に重要であるが、それに加え、森林組合に対する支援事業を有効活用し、やまなし森林整備・林業成長産業化推進プランの実現に向けた積極的な取組を要望する。
3.2.1. 山梨県森林環境保全基金積立金（森林政策課）	農林大学校富士川キャンパスにおいて、諸経費の事務処理に關わる内規を策定し、学生別の支出状況を帳簿で管理し定期的に残高を確認することとした。また、利息についても同内規で規定し、会計年度期間中に
No.22 基金繰越残高の計画的解消について（意見	生じた利息は当該年度の卒業生に返金し、端数については翌年度に繰り越すこととした。同内規は令和7年4月1日から施行済み。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）	
3.2.2 県民参加の森林づくり推進事業費（森林政策課） No.23 森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について（意見事項）	実質的な基金残高を把握した上で、事業の遅れを計画的に解消すべき。	
3.2.4 森林環境教育推進事業費補助金（森林整備課） No.24 協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について（意見事項）	森林整備現場見学会におけるアンケート項目に「参加回数」を追加し、特に新規参加者の参加状況を把握することで、リピーターのみではなく、より多くの県民の方々に参加して頂けるような施策を立案・実施することが、森林の持つ多様な公益的機能を多くの県民に理解していただき、県民参加の森林づくりを進めるという事業目的を達成するためにはさらに有用であると思料する。	
3.2.5 緑化樹叢整備事業費（森林整備課） No.25 緑化園の有効活用について（意見事項）	大県緑化園、日野春緑化園の両緑化園においては、除草、刈込み等の園地管理業務、剪定・施肥、病虫害防除等の樹木管理業務及び緑化樹配布業務を行っている。このように手間をかけた緑化樹を公園や植物園等として一般に公開し活用することも、「山梨県環境緑化条例」でも謳っているところ、環境緑化の推進を図る県の取組に有用なものであると思料する。	当基金を活用している事業の主なものとして、森林整備事業があり、令和6年度から森林環境保全推進支援事業を活用しやすい内容に改めたため、その活用状況を注視するとともに、令和7年度からは木材・木質バイオマスの利活用を促進させる事業を追加で導入し、基金の積極的な活用を促進させていく。
3.2.5 緑化樹叢整備事業費（森林整備課） No.25 緑化園の有効活用について（意見事項）	やまなし森林環境教育・木育推進協議会において、総会の日及び監査報告日は事業年度終了日以降の適切な日とすることとした。 また、監事による監査報告日は令和6年3月25日となっている。総会の日及び監事による監査報告日は、事業年度終了日以後の適切な日とするのが妥当と思われる。	指摘内容を受け、令和6年11月7日に実施した、森林整備現場見学会のアンケート項目に「参加回数」を追記したところ、33%がリピーターだった。このことを踏まえ、今後は新規参加者が増えるよう、森林整備を進める市町村と連携し、広く参加者を募ることも検討していく。

指摘事項及び意見事項（要旨）		講じた措置（又は今後の方針等）
No.26 緑の教室における利用料の導入について (意見事項)	緑の教室においては、巨樹・名木学習講座において参加者から傷害保険加入料及びテキスト代として、参加費200円を徵収しているのみであるが、より幅広く、より品質の高い県ナビサービスを提供し、県民が自発的に行う緑化活動をさらに促進させるためには、参加者から利用料を徵収し、本事業に活用することも有用であると思料する。	巨樹・名木学習講座について、より多くの発信において重要なことから、参加費200円において別途利用料を徵収する費用負担増の見直しの要否については、慎重に検討していくこととした。
No.27 緑化相談において活用するIT媒体について（意見事項）	IT技術を用い、より手軽に緑化情報が得られるようにするという点において、InstagramやX(旧Twitter)への画像・動画の投稿や、YouTubeへの緑化開運動画等の投稿なども有効な手段と考えられるため、検討の余地はあるものと思料する。	緑化情報をより効率的に発信するため、Instagram、X(旧Twitter)及びYouTubeの活用を検討していく。
3.2.13 森林保全管理推進事業費（森林整備課）	No.28 「山梨県森林保全『税事業実施規程』における部局長名について（意見事項）	令和7年4月の林政部から森林環境部への組織再編により、規程改正の必要がなくなかったが、今後は組織再編時の改正漏れがないよう規程管理を徹底していく。
「山梨県森林保全『税事業実施規程』第5条において、「森林環境部長」とある記載は、現在の組織体制に合わせ、「林政部長」と記載を改正すべきである。	「山梨県森林保全『税事業実施規程』見直しの検討について（意見事項）	森林保全監視指導員へ支払う報償金の単価について、近年の物価上昇や低賃金の上昇等の状況を鑑み、他県の動向等も踏まえ、見直しの要否を検討することも有用であると思料する。
3.2.15 林業用優良苗木確保資金貸付金（林業振興課）	No.29 森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について（意見事項）	報償金の単価について、他県の動向等を調査した上で、見直しの要否を検討していくこととした。
No.30 貸付金による効果測定について（意見事項）	「山梨県森林組合連合会が造林事業者等に必要な優良苗木等を一括して仕入れ、市価より安価で各森林組合に供給するために必要な資金を貸付けること」で、実際にどれくらい妥当な苗木を供給できているのかを、具体的に数値で検証することを要望する。	当該貸付金を活用した各森林組合への苗木の供給価格を検証したところ、各森林組合への供給価格を最安値に抑制することができていることを確認した。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
3.2.16. 森林組合事業促進資金貸付金（林業振興課） No.31 貸付金の利息相当額について（意見事項） 当該事業には、県森林に対する運営資金の補助の意味合いも含まれるため、そのための事業は、別の事業として再構築することを要望する。	本貸付金は、県内森林組合が会員として組織する山梨県森林組合連合会が所有する土地建物へ一括して根抵当権を設定し貸し付けるものである。この資金は、各森林組合が素材生産等を行う際の事業資金として、支援策を検討する中で勘案していくこととする。
3.2.17. 林業労働者通年就労奨励事業費補助金（林業振興課） No.32 就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について（意見事項） 林業就労に関する奨励金は、長期就労を前提とするものに限らず、将来の労働力確保のために、就労者の多様化する働き方に適応した支援を検討するよう要望する。	林業の労働力確保においては、通年雇用への移行が重要であることから引き継ぎ長期就労に向けた人件費の算定化に安定期で算定し取り組むとともに、技能者の育成や労働環境の改善を支援する事業を組み合わせて働き方の多様化につながる支援の充実を図っていくこととする。
3.2.18. 森林整備扫一手対策事業費〔基金事業〕（林業振興課） No.33 補助金の対象経費の明瞭化について（意見事項） 山梨県森林整備扫一手対策事業費補助金交付要綱の第2条に事業の種類、補助対象経費及び補助率の規定がある。その別表によると、事業の種別区分、5、林業労働従事者確保育成推進事業の補助対象経費は、「林業労働従事者の確保を推進するための経費」と規定され、その対象経費が具体的かつ明確な曖昧である。補助金の対象経費が具体的かつ明確に判別できるよう要綱を改善されることを要望する。	補助金の対象経費を具体的かつ明瞭に判別できるよう当該事業の補助金交付要綱を改正することとした。
No.34 直近年度実績に基づく予算策定について（意見事項） 森林整備扫一手対策事業費（基金事業）の予算策定において、所要業務日数を算定するに当たっては、直近年度の所要日数を根拠に予算策定すべきものと考える。	林業労働センターの総括・総務人件費の予算は、関係する職員の全ての業務を詳細に分類し、種別ごとに処理時間を精査した結果に基づき算定していたが、過度にセンターの業務負担とならない範囲で、より合理的な方法で算定するよう見直しを行った。
No.35 実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について（意見事項）	実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について（意見事項）

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
3.2.19. 森林の扫一手づくり強化対策事業費（林業振興課） No.37 シニア参加者の林業への就業状況等の事業成果の測定について（意見事項） 「森林・林業体験ツアーア」への参加者について、実際の林業への就業者や就業率などを検証し、事業成果の確認をしておくことが望まる。	山梨県森林労働センターに当たって、林業労働センターの運営費の当該業務に開かれた人件費の算定において、実際に業務に要した日数に基づいた実績報告をもって精算されたい。
3.2.22. やまなしの木マーケット開拓事業費〔BP枠〕（林業振興課） No.38 将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について（意見事項） 今後、県産材の海外マーケット向けの販促事業を再開する場合は、今回応募者が低迷したことについてその原因の分析把握をされたい。	No.36 労務費算定について（意見事項） 林業労働センターに当たって、当該事業者の人件費総額を「総労働日数」に割合で算定し、当該事業の労働従事日数など、合理的な計算方法で報告するよう改善されたい。
3.2.25. 未利用材活用促進事業費（林業振興課） No.39 減額変更についてその要因等の把握、記録について（意見事項） 補助金減額申請があつた場合、事業者に対して理由をヒアリングし、内容を記録、データベース化していくことで、当初申請時での申請額（材積見込）の妥当性判断において、有用な判断材料となることが期待できる。	林業労働センターでは、本事業以外の補助金受給や国事業を受託し、これら収入により得られるよう見直しを行うこととしたことを踏まえ、実績報告についても、過度にセンターの業務負担とならない範囲で、より合理的な方法となるよう見直しを行うこととした。
3.2.26. 新たな森林空間の活用事業費（県有林	林業労働センターの総括・総務人件費の予算について、より合理的な方法で策定すべきことを踏まえ、実績報告についても、過度にセンターの業務負担とならない範囲で、より合理的な方法となるよう見直しを行うこととした。

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）
<p>No. 40 新たな森林空間の活用事業費について (指摘事項) 令和5年度に新たな森林空間の活用事業費で執行した事務事業の中には、①MTB コース設置検討並びに②武田の杜 MTB コース測量設計業務委託及び③MTB コース整備が含まれるが、①に連関する「MTB コース設置・検討」(以下「検討会」という。)の有識者と③の請負業者の構成員(一次下請の2法人のうちのひとつ)が同一法人であった。</p> <p>①の検討会における業務の中で、③の発注事業の基礎となる特記仕様書に対して当該有識者から意見聴取を行っている。そして、検討会の有識者就任中に③のMTB コース整備に係る元請の一次下請業者となつて実施する事実が把握された。このような事実に関する利害関係が疑われるものであり、また、公正な競争を確保する観点からも問題である。</p> <p>当該事業のように同一法人が特記仕様書に直接関わり、そのことが建設工事請負契約の下請業者に指定される規定の追加につながる事案がどのような経緯で発生したのかについて事実関係の精査を踏まえ、内部統制上の不備等が発生したための対応策を早急に検討されたい。</p>	<p>MTB コース整備工事は、一般競争入札により請負者を決定しており、特記仕様書にも特定の者を下請して指定するような記載はないため、公正な競争は確保されていた。今後は、外観的な利害関係が疑われるような事態を招かないよう、検討会で複数の有識者から意見を聴取することにより、引き続き適正な執行に努めていく。</p>
<p>3.2.27. 保安林整備受託事業費（治山林道課） No. 41 保安林の迅速な指定が望まれる。</p>	<p>国との情報連携を図ることにより告示の状況を隨時確認し、告示後は速やかに保安林指定手続を行うことを徹底することとした。</p>
<p>3.2.29. 治山事業調査業務費（治山林道課） No. 42 危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について（意見事項） 事業成果の一つか公開指標として、調査による治山事業が新規着手されることにより、未着手である危険地区が解消される推移状況と中長期的な目標を治山林道課がホームページに明記の上、情報リンクを行うなど、情報を容易にアクセスできるようすることが望ましい。</p>	<p>治山林道課（治山担当）ホームページに山地災害危険地区の未着手数を記載することで、未着手数の推移と中長期的な目標を示している県の各施策との情報リンクを行い、情報アクセスを容易とする改善を講じるようすが望ましい。</p>
<p>3.2.32. 罰書防止施設保全管理事業費（県有林課） No. 43 支出実態に即した事業費の使用について (意見事項) 支出については、業務の内容や目的に着目し、より正確と思われる事業費から支出するよう留意されたい。</p>	<p>業務目的の達成に向け、予算を適正に執行していく。</p>
<p>3.2.33. ナラ枯れ被害木のデータベース化について (意見事項) 台風などの自然災害によって倒木するなど影響を受けた場合、その情報を「枯損木対応状況データベース」に追加するなど将来の危険予測のデータベースとして拡充していく点から有用なデータベースとして提案することについて提案する。</p>	<p>MTB コース整備工事は、一般競争入札により請負者を決定しており、特記仕様書にも特定の者を下請して指定するような記載はないため、公正な競争は確保されていた。今後は、外観的な利害関係が疑われるよう、検討会で複数の有識者から意見を聴取することにより、引き続き適正な執行に努めている。</p>
<p>3.2.35. 土地管理費（森林政策課） No. 45 「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な取扱いについて（意見事項）</p>	<p>委託先からの収受している「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」の中に、「3. 本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」という項目があるが、当該項目については、「必要に応じて記載」との記載がある。委託先の情報セキュリティ管理制度への鑑み、委託先の情報セキュリティ対策への重要性に鑑み、委託先の情報セキュリティ対策への評価に資するためにも、当該項目については積極的な記載を求めるよう要望する。</p>
<p>3.2.36. 恩賜県有財産貸付料調査費（森林政策課） No. 46 隨意契約締結に至るまでの適正な手続について（指摘事項）</p>	<p>随意契約を締結する場合、見積合わせの必要性などを十分に認識した上で、慎重に手続を進めるよう求める。</p>
<p>3.2.37. 分凹林管理費（県有林課） No. 47 分凹林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて（意見事項） 変更契約が未了である土地についても最低限のメンテナンス等は実施すべきと考える。</p>	<p>見積合わせの必要性などを十分踏まえた手続を検討する中で、見積書の提出を依頼しても提出者がないような専門性・特徴性を有する業務を契約をしようとするとときは、山梨県財務規則等に則り、見積合わせを省略するなど、慎重に手続を進めていくこととする。</p>
<p>3.2.39. やまなし次世代林業強化推進事業費（県有林課）</p>	<p>銀行分収林に係る分収林契約の手引きに基づき、土地所有者と変更契約を締結できていない造林地について、必要に応じて保育を実施していく。</p>

指摘事項及び意見事項（要旨）	講じた措置（又は今後の方針等）																		
No. 48 一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について（意見事項） 一貫作業システムの請負委託業務について、競争性の確保の観点において今後の状況を注視することが望まれる。	No. 49 工事請負契約に係る当初設計の積算について（意見事項） 令和5年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項（交通誘導員の配置数）、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ることができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約条件があつた。また、事務的に増額変更の意思決定を行う時点の積算を注意深く実施すべき積算対象として、速やかに契約変更を行うよう要望する。	3.2.40. 県営林道維持修繕費（治山林道課） No. 49 工事請負契約に係る当初設計の積算について（意見事項） 令和5年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項（交通誘導員の配置数）、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ることができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約条件があつた。また、事務的に増額変更の意思決定を行う時点の積算を注意深く実施すべき積算対象として、速やかに契約変更を行うよう要望する。	講じた措置（又は今後の方針等） No. 48 一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について（意見事項） 一貫作業システムの請負委託業務について、競争性の確保の観点において今後の状況を注視することが望まれる。																
No. 50 工事請負契約における契約額変更のルールについて（意見事項） 県営林道修繕費の建設工事請負契約に関して、現在の実務で遵守されている契約変更ルール（当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うと担当所管課に認識されているルール）について、組織として明文により共有されないことから、確認の上、組織として当該ルールを共有するよう要望する。	No. 50 工事請負契約における契約額変更のルールについて（意見事項） 県営林道修繕費の建設工事請負契約に関して、現在の実務で遵守されている契約変更ルール（当初契約額から出来形を控除した金額と比較して、追加工事の指示額がこれを超過した時点で契約変更を行うと担当所管課に認識されているルール）について、組織として明文により共有されないことから、確認の上、組織として当該ルールを共有するよう要望する。	当該事項は工事着手後の状況変化により契約変更の必要性が生じたものであるため、当初設計に見直しることは困難ではあるが、今後は、こうした事例を参考に、当初設計の内容を精査するとともに、契約変更の必要性が生じた時点で速やかに変更契約を行なうよう努める。	当該事項は工事着手後の状況変化により契約変更の必要性が生じたものであるため、当初設計に見直しすることは困難ではあるが、今後は、こうした事例を参考に、当初設計の内容を精査するとともに、契約変更の必要性が生じた時点で速やかに変更契約を行なうよう努める。																
No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課） No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について（意見事項） 現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるために更なる対応を実施することを要望する。	No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課） No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について（意見事項） 現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるために更なる対応を実施することを要望する。	3.2.47. 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課） No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について（意見事項） 現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるために更なる対応を実施することを要望する。	3.2.47. 林業・木材産業改善資金貸付金（林業振興課） No. 51 林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について（意見事項） 現状の返済状況等から判断すると、当該貸付金は実質的に回収不能となるリスクは相当程度高いと言わざるを得ない状況にあり、貸付金回収の可能性を上げるために更なる対応を実施することを要望する。	3.2.40. 県営林道維持修繕費（治山林道課） No. 49 工事請負契約に係る当初設計の積算について（意見事項） 令和5年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項（交通誘導員の配置数）、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ることができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約条件があつた。また、事務的に増額変更の意思決定を行う時点の積算を注意深く実施すべき積算対象として、速やかに契約変更を行うよう要望する。	3.2.40. 県営林道維持修繕費（治山林道課） No. 49 工事請負契約に係る当初設計の積算について（意見事項） 令和5年度の舗装工事に係る契約変更の理由の一つとして、当初から合理的に見積ることができたと考えられる事項（交通誘導員の配置数）、かつ、変更の見込みを共有することができた時点で、契約変更金額も合理的に見積ことができると考えられる事項に対して、契約変更の時期に合理性があるか疑問が生じる契約条件があつた。また、事務的に増額変更の意思決定を行う時点の積算を注意深く実施すべき積算対象として、速やかに契約変更を行うよう要望する。	3.3.2. 公益財団法人山梨県緑化推進機構 固定資産の管理について（意見事項） 固定資産について、個別に管理制度等を整備し、年度末に実施している査定については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがある場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。	3.3.2. 公益財団法人山梨県緑化推進機構 固定資産の管理について（意見事項） 固定資産について、個別に管理制度等を整備し、年度末に実施している査定については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがある場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。	No. 53 取締役会の承認決議について（意見事項） 公社において、山梨県などの重要な取引については取締役会の承認を経ることが望ましい。	No. 53 取締役会の承認決議について（意見事項） 公社において、山梨県などの重要な取引については取締役会の承認を経ることが望ましい。	No. 54 貸倒引当金の計上について（意見事項） 未収の共益費債権の貸倒引当金について、債権の回収可能性を検討した上で会計基準に従い、より実態に即した会計処理をすることが望ましい。	No. 54 貸倒引当金の計上について（意見事項） 未収の共益費債権の貸倒引当金について、債権の回収可能性を検討した上で会計基準に従い、より実態に即した会計処理をすることが望ましい。	No. 55 役員報酬と給与手当の別段表記について（意見事項） 外部に公表している決算書上、役員報酬は従業員の給与手当と別段表記すべきものと考える。	No. 55 役員報酬と給与手当の別段表記について（意見事項） 外部に公表している決算書上、役員報酬は従業員の給与手当と別段表記すべきものと考える。	No. 56 支配比率に基づくカテゴリーについて（意見事項） 出資法人経営評価において、自己株式の割合を排除した支配比率により法人のカテゴリー分けを除することが望ましい。	No. 56 支配比率に基づくカテゴリーについて（意見事項） 出資法人経営評価において、自己株式の割合を排除した支配比率により法人のカテゴリー分けを除することが望ましい。	No. 57 固定資産の管理について（意見事項） 固定資産について、個別に管理制度等を整備し、年度末に実施している査定については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがある場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。	No. 57 固定資産の管理について（意見事項） 固定資産について、個別に管理制度等を整備し、年度末に実施している査定については、実施したことの証跡を残し、遊休化しているものがある場合には、適宜、廃棄処分する必要があるものと考えられる。	3.3.1. 出資法人の監査 3.3.1. 株式会社（浦里の森管理公社） 経済情勢等に基づく共益費の見直しにつ	3.3.1. 出資法人の監査 3.3.1. 株式会社（浦里の森管理公社） 経済情勢等に基づく共益費の見直しにつ

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番